

指定難病医療費助成制度の申請手続き（新規）のご案内

医療費助成の支給を希望される方は、住所地を管轄の保健所に、必要書類を添えて申請してください。

なお、マイナンバーを利用することで、添付書類の一部を省略することができます。マイナンバーの利用についての詳細は、「3 マイナンバーの利用について」をご確認ください。

1-1 全員が提出する書類

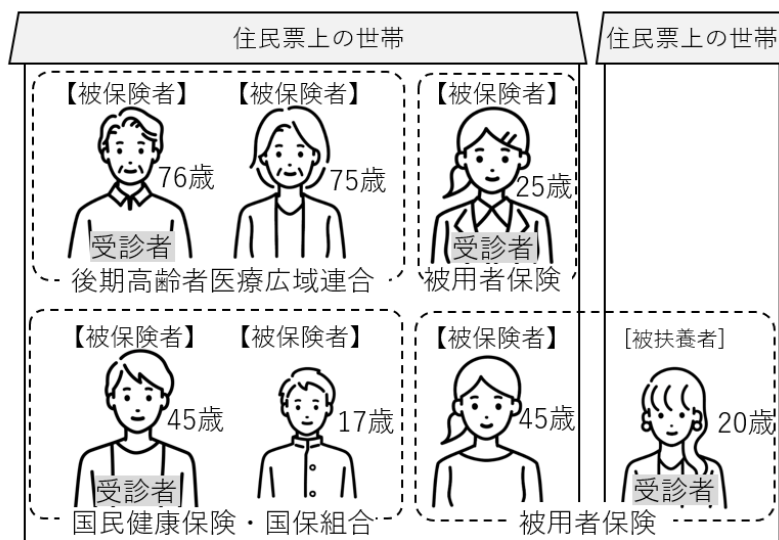
全員が提出する書類		
①	提出書類チェックリスト	添付する書類に☑のうえ提出してください。
②	特定医療費（指定難病）支給認定申請書	別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を確認したうえで申請を行ってください。
③	臨床調査個人票【新規】	難病指定医が作成し、かつ記載日から概ね3か月以内のもの。
④	世帯全員の続柄・マイナンバー（個人番号）の表示のある住民票	受診者の属する世帯全員が記載され、概ね6か月以内のもの。 ※被用者保険の場合は、受診者＋被保険者本人のみのものでも可。 ※市町村国保で就学特例等の世帯員がいる場合は、当該世帯員の住民票も提出が必要です。
⑤	マイナンバー調書	受診者と同じ医療保険の世帯員（裏面参照）について記入してください。
⑥	申請者の本人確認書類及び番号確認書類	マイナンバーカード、運転免許証等 ※郵送提出の場合はコピーを添付、窓口提出の場合は提示してください。詳細は、⑤マイナンバー調書を参照ください。

1-2 該当者のみが提出する書類

該当者のみが提出する書類			
⑦	加入医療保険の資格情報を確認できる書類（以下のいずれか1つ） ・資格確認書のコピー ・健康保険証のコピー ・マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの	次の要件に該当する方は、提出が必要です。	
		要件	必要分
		マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分
		マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分
⑧	医療保険の所得区分に係る同意書	市町村国保、国民健康保険組合に加入されている場合は、提出が必要です。	
⑨	市町村民税（非）課税証明書 4月～6月の申請 …前年度分 7月～3月の申請 …当該年度分	次の要件に該当する方は、提出が必要です。	
		要件	必要分
		マイナンバー（個人番号）未提出の方	医療保険の世帯員全員分※1
		被用者保険に加入の非課税世帯	被保険者分＋受診者※2
		国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分
		※1 義務教育を修了していない世帯員分は提出不要。 ※2 被保険者と受診者が同一の場合は1人で可能。	
⑩	障害年金、遺族年金等の年金額改定通知書の写し 特別障害者手当、特別児童扶養手当の証書の写し等	「医療保険の世帯員全員非課税」かつ「受診者本人（18歳未満の場合は保護者）の収入（公的年金＋その他所得）が80万9千円以下」の方で、障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当・障害手当・福祉手当・障害補償（労災）等の収入がある場合は、提出が必要です。	
⑪	生活保護等受給証明書類	生活保護受給者、中国残留邦人等支援法による支援給付者の場合は、提出が必要です。	
⑫	軽症高額該当に関する書類 ・医療費申告書 ・領収書	申請日等の属する月以前の12か月の間に、指定難病に係る医療費総額が、33,330円（3割負担の場合、自己負担額が1万円）を超える月が発症日以降3回以上ある場合で、軽症高額該当申請を希	

		望する場合は、提出が必要です。
該当者のみが提出する書類		
⑬	世帯内按分に関する書類 ・受給者証（指定難病・小児慢性特定疾病）の写し	医療保険の世帯内に、他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病の受給者がいる場合は提出してください。 ※申請中の場合は申し出てください。
⑭	高額かつ長期該当に関する書類 ・受給者証、管理票の写し	小児慢性特定疾病から指定難病に移行される等で、高額かつ長期に該当する場合は提出してください。
⑮	委任状 ※法定代理人の場合は登記事項証明書	受診者本人（18歳未満の場合は保護者）以外が申請者の場合は提出が必要です。※提出の代理は除く。

2 医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）について



〔 〕の範囲が医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）

医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）は、原則、同じ住民票上の、同じ医療保険に加入する方です。ただし、被用者保険の場合は、受診者と被保険者の関係によって、左の例のとおり異なります。

また、国民健康保険で、就学特例等に該当する場合は、住民票が異なる世帯員も、医療保険の世帯員に含まれます。

保険の種類	加入者等の例
後期高齢者医療広域連合	75歳以上の高齢者 等
国民健康保険	個人事業主などの自営業者 等
国民健康保険組合	同業同種の自営業者 等（医師、薬剤師、建設業 等）
被用者保険	会社員、公務員 等（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）

3 マイナンバーの利用について

- ・マイナンバーを利用することで、課税証明書等の添付書類を省略することができます。
- ・マイナンバー情報連携により情報が取得できなかった場合は、追加の書類をご提出いただく場合があります。
- ・マイナンバーを記載しなくても、医療費助成の申請手続きを行うことは可能です。ただし、マイナンバー法に定められた、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）のため、市区町村等から情報提供を求められたときに、県が回答することが義務づけられており、申請者の方のマイナンバーを登録する必要があります。そのため、マイナンバーのご提出がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行います。また、添付書類の不足等があった場合は、マイナンバー情報連携により情報を取得することがありますので、あらかじめご了承ください。



4 そのほか

医療費助成についての詳細や必要様式については愛媛県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/17756.html>

